

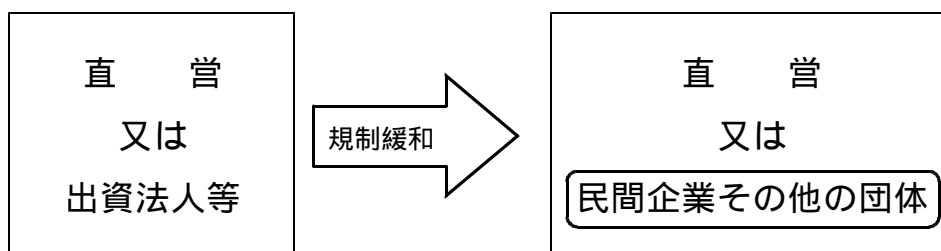
指定管理者制度の概要

1 「指定管理者制度」とは

県の施設（「公の施設」）を県以外の者が管理運営する手段で、民間活用の手法のひとつ。

平成15年の地方自治法改正により、公の施設の管理運営を民間企業その他の団体が行うことができるようになりました。

本県では平成18年度から制度が導入され、平成25年4月1日現在で44施設に導入されています。



2 「公の施設」とは

県の施設のうち、県民に利用していただくための施設。

県が設置する代表的な「公の施設」

- ・レクリエーション・スポーツ施設（県民ゴルフ場、グリーンスタジアムなど）
- ・産業振興施設（産業会館、宇都宮産業展示館など）
- ・基盤施設（防災館、県営都市公園など）
- ・文教施設（総合文化センター、なかがわ水遊園など）
- ・社会福祉施設（健康づくりセンター、福祉プラザなど）

3 指定管理者制度導入で期待される効果

利用者の満足度を上げ、より多くの利用者を確保しようとする民間経営の発想から、利用者へのサービスの向上が期待できます。

公の施設の管理に民間事業者の手法を活用することにより、管理経費の縮減が可能となることから、利用料の低料金化または県からの支出金の低減を図ることが期待できます。